

平成29年度茅ヶ崎市地域防犯カメラ設置費補助金の概要について

1 補助対象について

- (1) 補助対象となる地域防犯カメラとは、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものとなります。
集合住宅や個人住宅内や駐車場等の民地を撮影するものは認められません。
- (2) 補助対象となる自主防犯活動団体とは、自治会など地域住民で組織された団体であって、地域における安心して安全に暮らせるまちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行う団体となります。

2 設置に係る遵守項目

- (1) 自主防犯活動団体が当該年度に新規設置する地域防犯カメラであること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- (3) 交通等の妨げにならない場所（柱等）に、設置するものであること。
- (4) 管轄警察署との協議を行っていること。
- (5) 総会等で当該団体の合意形成を行っていること（地域に了承されていること）
- (6) 道路管理者や東電柱やNTT柱等の占用許可書をとれること
（私道の場合は当該道路所有者の承認を証明できる書類）
- (7) 交通管理者の交付した道路使用許可証をとれること
- (8) 責任を明確にするため、管理及び取扱責任者が確定していること。
- (9) 自主防犯活動団体で定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領を作成すること。
- (10) ネットワークカメラ（有線または無線でインターネットに繋がるネットワークを通じて、撮影した画像を確認できる地域防犯カメラ）を設置する場合は、パスワードを適時・適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じること。
- (11) 原則として画像は必要な期間を超えて記録・保存をしないこと。
- (12) 地域防犯カメラを設置している旨の周知を行うこと。
- (13) その他上記の外に必要となった項目については別途協議をすること。

3 補助対象経費及び補助金額

- (1) 補助対象経費は、次のとおりとし、各種申請費用及び維持管理に要する費用を除きます。
ア 地域防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
イ 地域防犯カメラの撮影を示す看板設置費用
※リースによる設置は、対象外となります。
- (2) 事業による補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる神奈川県及び市の補助額の合計額を限度とします。
なお、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
ア 県補助額：対象経費の2分の1以内。ただし、1台あたり180,000円を限度。
イ 市補助額：対象経費の4分の1以内。ただし、1台あたり90,000円を限度。
- (3) 茅ヶ崎市地域防犯カメラ設置費補助金の平成29年度予算台数について
市の補助については13台分となっています。ただし、神奈川県補助金分については、13台の確約はなく、未定となっています。
- (4) 平成29年度の神奈川県補助金分については、県下33市町村の申請に対し分配さ

れることから、市の予算の全台数分の県補助金が出るとは限りません。

そこで、市へ申請された地域防犯カメラの設置箇所毎に、申請者団体の防犯活動の内容、地域防犯カメラ設置場所の刑法犯認知件数及び通学路沿い等の公共性の高さなどから、安全対策課にて順位づけをしますことご了承ください。

なお、市が神奈川県へ申請をすることで、神奈川県補助金が交付される台数が判明しますことも重ねてご了承ください。

(5) 県補助金について

平成31年度までの時限措置となっています。

4 事前協議の実施

- (1) 補助金の交付を受けようとする自主防犯活動団体は、平成29年5月12日（金）までに、茅ヶ崎市安全対策課窓口（本庁舎3階北側15番）へ、別紙「茅ヶ崎市地域防犯カメラ設置費補助金事前申込票」のご提出が必須となります。

地域防犯カメラの設置及び補助金申請を検討している自主防犯活動団体においては、期日までに別紙「茅ヶ崎市地域防犯カメラ設置費補助金事前申込票」をご提出ください。

なお、ご提出時に必要な添付書類の内、次の書類について、ご提出時に添付不可の場合は、平成29年5月31日（水）（消印有効）までに別途、ご来庁または郵送にてご提出ください。

①見積書（設置箇所ごとの内訳が分かるもの）

②防犯カメラ・録画機器の仕様が分かるもの（仕様書、カタログ等）

- (2) 予算の範囲内での円滑な事業の実施を図るため、「茅ヶ崎市地域防犯カメラ設置費補助金事前申込票」のご提出時に事前協議（30分ほどを想定）を行いますので、貴自治会役員または防犯の担当者等の地域防犯カメラをご担当の方が、茅ヶ崎市安全対策課窓口（本庁舎3階北側15番）へお越しのうえ、ご提出をお願いいたします。

なお、提出のためのご来庁については、事前に茅ヶ崎市安全対策課へ電話（電話0467-82-1111）にて、来庁日のご予約をお取りいただくようお願いいたします。

※電話及びご提出の受付時間：

土日祝を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

5 特記事項

交付内容の補助金に含まれる県補助金の時限措置に合わせて、市補助金についても平成31年度までの3年間の補助事業とします。

茅ヶ崎市 市民安全部 安全対策課
安全対策担当
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
TEL0467-82-1111 内線 2351
FAX0467-57-8377